

A 1 次のいずれの要件も満たす場合に、広告とみなされます

- ・患者の受診等を誘引する意図があること（誘因性）
- ・医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称または病院若しくは診療所の名称が特定可能であること（特定性）
- ・一般人が認知できる状態にあること（認知性）

（注意）例えば患者による体験手記や新聞記事等は特定の病院等を推薦している内容であったとしても、「誘因性」の要件を満たさないため広告には該当しません。また「特定性」については、複数の提供者、医療機関等を対象としている場合も該当します